

# 体験農場の利用に関する事項

- 1 入場料は、1会計年度ごとに納期までに納入し、納めた入場料は原則として還付されないこと。なお、2年目は9か月間であるが入場料は同額とする。
- 2 貸付期間は、令和7年12月31日までとするが、土地の所有者の都合その他やむを得ない事情により、貸付期間中であっても、貸付けを終了することがあること。
- 3 貸付期間が満了したときや貸付契約の解除を申し出たとき、又は貸付期間内において本事項に違反し貸付けを取り消されたときは、当該農地を原状に復し返還すること。
- 4 野菜・花の栽培とし、樹木は植えないこと。
- 5 営利を目的として作物を栽培しないこと。
- 6 近隣住民、隣接農地所有者及び他の区画利用者に対し、迷惑をかけること。
  - ① 雑草の除草は、定期的に行い、他の区画利用者迷惑をかけること。
  - ② 除草剤は、使用しないこと。
  - ③ 除草した草、ゴミ、野菜くず、農業資材又は農具等は、区画内、通路、空きスペース等に放置せず、持ち帰ること。
  - ④ 農具等は、自己の責任において管理し、その都度持ち帰ること。
  - ⑤ 農場内においては、火気を使用しないこと。
  - ⑥ 近隣住民、隣接農地所有者及び他の区画利用者とのトラブルは、当事者間で解決すること。
- 7 貸付けを受ける権利を利用者以外の他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
- 8 農具、水、種苗、肥料等必要なものは、全て自己が負担すること。
- 9 水道施設等一切の施設は、設置しないこと。
- 10 耕作権、借地権等一切の権利を有しないものであること。

上記のことについて異論ありません。